

(参考)「まん延防止」の指定区域及び期間(令和4年1月27日現在)

○「まん延防止」の指定区域

1/9(日)から2/20(日)まで 広島県、山口県、沖縄県

1/21(金)から2/13(日)まで 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、群馬県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県

1/27(木)から2/20(日)まで 北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県

※各県が指定する区域の最新情報は各県のホームページで確認してください。

令和4年1月27日一部改正

記1 ① 徳島大学主催のイベント等の開催について

「BCPレベル3以上では」の次に「、打合せ等を除き」を加えました。

令和4年1月21日
(令和4年1月27日一部改正)

教職員各位

徳島大学危機対策本部長
徳島大学長

野地澄晴

新型コロナウイルス感染症対策に関する本学の基本方針の更新について(通知)

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染急拡大に伴い、オミクロン株の流行状況に応じた対策に見直すため、標記の基本方針を下記のとおり更新します。

ワクチン接種者も含めて、体調管理及びマスク(不織布マスクを推奨)の正しい着用、手指消毒、三密回避といった基本的な感染対策を徹底し、皆様の一層のご協力をお願いします。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間 当面の間

1. イベント等(オンライン等の参集を必要としないものを除く。)の開催及び参加について

イベント等の開催及び参加に関しては、密閉空間、密集場所、密接場面では、クラスター(集団)感染発生リスクが高いため、感染防止策を徹底するとともに、全国的な移動を伴うものには特段の注意をはらってください。

① 徳島大学主催のイベント等の開催について

BCPレベル2以上では、オンラインやオンデマンド配信での開催を推奨します。

参集して開催する場合は、屋内最大1,000人かつ収容率50%以内、屋外最大1,000人かつ人と人との十分な間隔（できれば2m）を確保すること。BCPレベル3以上では、打合せ等を除き、原則として参集しての開催は禁止します。

BCPレベルにかかわらず、まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域(以下「指定区域等」という。)からの参加を含むイベント(打合せ等も含む。)は、中止又は自粛を求めます。ただし、打合せその他業務上必要な学外者の来学については、陰性の検査結果が確認※できれば来学可能とします。

※ PCR検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内、抗原定性検査結果の有効期限は、検査日より1日以内

やむを得ない事情でこれにより難しいときは、必要理由及び感染拡大防止策等を記載した理由書(様式任意)を、事前に危機対策本部長(学長)宛に提出し、承認を得てください。(送付先:総務部総務課)

② 本学以外の主催イベント等への参加について

適切な感染対策が講じられていないイベントは、参加を控えてください。

2. 海外渡航について

出張・研修による海外渡航は原則禁止とし、私事渡航については自粛を求めます。

① 教職員 海外から帰国した場合は、就業禁止(14日間)とし、健康観察を行う。

② 学 生 海外から帰国した場合は、自宅待機(14日間)とし、健康観察を行う。

3. 国内の出張・研修及び私的旅行について

出張・研修及び私的旅行ともに、県をまたぐ移動をする場合には、訪問先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への旅行を見合わせる、など、感染リスクに応じた対策をしてください。

指定区域等への出張・研修は原則として禁止します。また、指定区域等への**私的な旅行は自粛**を求めます。

① 教職員

やむを得ない事情で対象地域等へ出張・研修しなければならない場合は、地域名、用務先、期間、理由(様式任意)を、事前に危機対策本部長(学長)宛に提出し、承認を得ることとする。また、指定区域等への私的な旅行については事前に届出(様式任意)を提出することとします。(送付先:総務部総務課)

指定区域等へ移動した場合は、健康確認期間として、**帰宅の翌日から起算して原則10日間の自宅待機**を求めます。

教職員の自宅待機による健康確認期間(10日間)の考え方

健康確認期間中は原則として自宅待機とし、不要不急の外出を避け、検温等により健康管理を行う。また、体調に問題がなければ、以下の取り扱いとする。

① 教員

- ・自宅から遠隔授業を行うことを推奨する。
- ・学内に個室等の隔離スペースを確保できる場合は、当該スペースにおいて業務を行うことを可とする。ただし、その際は、他者との接触を必要最小限とし、メールや電話での連絡を基本とする。また、通勤の際も、自家用車・自転車・徒歩によることとし、可能な限り他者との接触を避ける。

② 教員以外の職員

- ・可能な範囲でテレワークを行う。
- ・学内に個室等の隔離スペースを確保できる場合は、当該スペースにおいて業務を行うこととする。ただし、その際は、他者との接触を必要最小限とし、メールや電話での連絡を基本とする。また、通勤の際も、自家用車・自転車・徒歩によることとし、可能な限り他者との接触を避ける。

② 学生

やむを得ず指定区域等へ移動した場合は、健康確認期間として、**再び徳島県内に戻った日の翌日から起算して原則10日間の自宅待機**を求めます。

ただし、病院に勤務する教職員は、病院が定める対応に従ってください。また、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

※ 指定区域等に居住する教職員、学生も、当該区域と徳島県間の移動がある場合には、①、②により健康確認期間を確保するようお願いします

4. 授業等について

BCP「学生の教育・研究活動」に基づき、「令和3年度の授業実施・学生生活及び課外活動について」等の通知によってください。

5. 留意点

- ① この基本方針は、全学共通の最低限の措置です。学部等でそれぞれの事情に応じた対策を定めている場合は、その通知に従ってください。
- ② 体調不良等がある場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する就業措置フロー」によってください。発熱等のある場合は出勤しないでください。(自宅待機又は就業禁止(どちらも有給)となります。)
- ③ 3つの密(密閉、密集、密接)を回避し、検温等による健康管理に努めてください。
- ④ 不織布マスクの着用を推奨します。
- ⑤ 5人以上(家族以外)の会食及び歌唱を伴う飲食等については、自粛を求めます。ただし、次に掲げる場合の会食の自粛要請は解除します。
 - ・自治体から飲食店への時短要請及び酒類提供の規制が行われていない場合
- ⑥ 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。
- ⑦ 自らの行動記録を把握するとともに、新型コロナウイルスの感染者との接触の可能性について

確認するアプリ等を積極的に活用してください。

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- ・とくしまコロナお知らせシステム（徳島県）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5038390/>

- ⑧ 本人又は同居する家族が発熱等の症状により、又は感染者の濃厚接触者等として PCR 検査を受けることとなった場合は、速やかに下記まで連絡願います。

- ・教職員の連絡先

各部局総務担当係

- ・学生の連絡先

（常三島キャンパス）

総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科 学務係 088-656-7108

理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科 学務係 088-656-7315

生物資源産業学部・創成科学研究科 学務係 088-656-8021

（歳本キャンパス）

医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部 学生係 088-633-7982

医学部保健学科・保健科学教育部 学生係 088-633-7030

歯学部・口腔科学教育部 学務係 088-633-7310

薬学部・薬科学教育部 学務係 088-633-7247

6. その他

国内における発生状況は、以下のホームページを参照ください。

厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（参考）感染拡大防止特設サイト（内閣官房）

変異株に対応するための感染対策／飲食の場面・職場におけるコロナ対策／感染リスクが高まる「5つの場面」

／いつでもマスク、など

<https://corona.go.jp/proposal/>

[この方針に関する問合せ先]

総務部総務課

TEL：088-656-7005（内線：新蔵 81-7005）

E-mail：soumukachou@tokushima-u.ac.jp